

吉岡町統合型及び公開型G I S導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、吉岡町が発注する「吉岡町統合型及び公開型G I S導入業務」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

本業務では、各部署が保有する紙資料を電子化するとともに、地図に関する情報を庁内で共有・活用できる地図情報システム（統合型G I S）として構築し、更なる行政事務の効率化及び行政サービスの向上を図ることを目的とする。また、町民や事業者が来庁せずに必要な地理情報を確認できる公開型G I Sを併せて構築し、インターネット上で閲覧・確認できるようにすることで、従来の窓口閲覧等における問い合わせ時間や来庁機会等の町民負担を減らし、町民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、本業務は新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用するものであるため、導入するG I Sはその趣旨を踏まえたものとし、デジタル庁の公開するモデル仕様書に準拠したものとする。

3 業務概要

(1) 業務名

吉岡町統合型及び公開型G I S導入業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

35,372,700円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

【内訳】

・システム構築等にかかる上限額 25,648,700円

・システム運用等にかかる上限額 9,724,000円

(4) 履行期間

ア システム構築等

契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

イ システム運用等

令和8年2月1日から令和10年3月31日まで

4 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第2

25号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。

エ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 群馬県内に本社(店)、支社(店)、又は営業所を有すること。

カ 過去5年以内に、国又は地方公共団体(これらに類する団体を含む。)から受注した同種又は類似の業務実績(現在、契約履行中のものを含む。)を有すること。

キ 守秘義務及び情報セキュリティの観点より、以下の認証資格を取得していること。

(ア) JISQ27001(ISO27001、ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)

(イ) JISQ15001(プライバシーマーク:個人情報セキュリティ)

(ウ) LGWAN-ASP登録資格(J-LIS:地方公共団体情報システム機構)
※LGWAN-ASP方式によるサービス提供を提案する場合

ク デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ(2024年冬版)」に掲載されているサービスを提供できること。

ケ デジタル庁「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠した公開型GISを実装でき、パッケージ製品を自社で有していること。

コ 以下の技術者要件を満たした者が配置できること。

(ア) 管理技術者

本業務全体を総括管理するものとし、統合型及び公開型GISの導入・運用実績を有し、かつ測量士の資格を有するもの。

(イ) 照査技術者

統合型及び公開型GISの導入・運用実績を有し、かつ公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有するもの。

(ウ) 担当技術者

空間情報のデータ整備もしくは統合型及び公開型GISの整備・導入・運用実績を有するもの。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみ行えるものとする。

(3) 同一人参加の禁止

提案参加者との間に資本関係または人的関係がないこと。

(4) 業務の再委託

吉岡町の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和7年8月1日（金）
質問書の受付	令和7年8月19日（火）午後5時まで [必着]
質問の回答	令和7年8月25日（月）
参加申込期限	令和7年9月2日（火）午後5時まで [必着]
企画提案書の提出	令和7年9月12日（金）午後5時まで [必着]
審査（プレゼンテーション審査）	令和7年9月29日（月） [予定]
審査結果の通知	令和7年9月下旬から10月上旬

6 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績表（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

オ 委任状（会社法上契約書等の権限を有していない者が申請する場合）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年9月2日（火）午後5時まで [必着]

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

吉岡町企画財政課企画室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格（一部）を審査の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第5号）を送付する。

(7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和7年8月19日（火）午後5時まで〔必着〕

(3) 提出方法

- ア 電子メールにより質問書を提出すること。
- イ 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（GIS等）」とすること。
- ウ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。
- エ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(4) 提出先

吉岡町企画財政課企画室 [E-mail] kikaku@town.yoshioka.gunma.jp
[TEL] 0279-26-2241

(5) 回答方法

- ア 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和7年8月25日（月）を目途に、電子メールにより回答する。
- イ 電子メールは、質問書を提出したメールアドレス宛に送信（返信）する。
- ウ 質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。
- エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。
- オ 質問内容等が本プロポーザルの遂行を妨げる可能性があるとは判断した場合は、回答しないことがある。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

イ 企画書（任意様式）

- (ア) 用紙サイズは、日本工業規格A4判（A3判資料折込使用可）とする。両面印刷で作成し、（表紙・目次ページは除き）30ページ以内でまとめること。A3判の挿入も可能とするが、2ページ換算とし、A4判に折り込むこと。
- (イ) 委託業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、以下の項目をすべて盛り込むこと。図表等を用いることも可とする。

項番	項目	記載内容
1	実施方針	貴社の本業務に対する姿勢や実施方針について

2	業務実施体制及び工程計画	本業務における貴社の実施体制及び工程（スケジュール）について
3	システム全体内容	システム全体の概要、統合型GIS、固定資産GIS、公開型GISの各機能など特長について
4	データ整備	提供するデータの搭載方法、空中写真撮影について
5	運用・保守	運用・保守サポートや障害発生時の対応について
6	情報セキュリティ	システムによるデータ管理やバックアップ、セキュリティ対策について
7	追加提案・アピールポイント	本町が要求している以外に有効な提案があれば記載する。ただし、見積計上しているものに限る。

ウ 費用見積書（様式第8号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

エ 積算内訳書（任意様式）

※上記ウの見積に係る積算内訳が分かるもの

オ 要求機能一覧表（統合型GIS・固定資産GIS・公開型GIS）

※要求機能一覧表の対応可否を記載すること。

(2) 提出部数

提出書類は正本を各1部、副本を各12部提出すること。

(3) 提出期限

令和7年9月12日（金）午後5時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

吉岡町企画財政課企画室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

(6) 留意事項

ア 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

イ 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

ウ イラスト、図表等の使用は可とする。

エ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を作成すること。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

ア 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。

イ 審査は、吉岡町に設置する「吉岡町統合型及び公開型GIS導入業務プロポーザル選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が行い、選考委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。

- ウ 審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせには一切応じない。
- エ 実施日程（予定）は、令和7年9月29日（月）頃とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。
- オ プレゼンテーションは、1者につき70分（プレゼンテーション及びデモンストレーション50分程度、質疑応答20分程度、準備及び片付けを含む。）以内を予定し、順次個別に行う。プレゼンテーション及びデモンストレーション時間配分は自由とする。
- カ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。
- キ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、プロジェクターでスクリーンに投影する方法を採ることを認める。この場合、投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に12部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。
- ク プロジェクター及びスクリーンは、吉岡町において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ケ プレゼンテーションに出席できる人数は最大5名とする。なお、配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者は必ず出席し説明を行うこと。
- コ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、吉岡町の指示に従うこと。

(2) 審査基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、主な評価基準等は、別紙「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、吉岡町ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は吉岡町と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容に拘束されるものではない。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 本業務については、町の条例等に基づき長期継続契約とする予定である。
- (3) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- (4) 説明を行った者が各技術者に配置されなかったときは、受託候補者と契約を締結しないことがあり、また、吉岡町入札参加資格者名簿登載事業者の場合には、指名停

止処分を下すことがある。

1 1 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届（様式第9号）をもって申し出るにより、参加辞退ができるものとする。
- (5) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、吉岡町は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 3 問い合わせ先

吉岡町企画財政課企画室（担当：鈴木）

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

[TEL] 0279-26-2241 [FAX] 0279-54-8681

[E-mail] kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

別紙

審査基準

審査基準事項及び配点表

企画提案及びプレゼンテーションによる審査

No	評価項目	点数	主な評価基準
1	業務の実施方針	10	本業務内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか。
2	業務実施体制及び 工程計画	10	業務役割について適切な技術者が配置されており、町との役割分担が明示されているか。 工程及び工程内容が本業務を理解した上で、適切に計画されているか。
3	システムの特長	100	町の実情を踏まえ、本業務の内容を十分に理解したシステム構成となっているか。 統合型GISの特長は、町の課題解決や業務改善に対して適したものであるか。 固定資産GISの特長は、本庁の業務内容を十分理解したシステム構成となっているか。 公開型GISの特長は、町民サービスの向上に対し適したものであるか。
4	データ整備	40	データ搭載における手法が明確にされており、職員へのサポート体制やセキュリティ対策が明示されているか。 空中写真撮影について、精度管理やスケジュールについて工夫や配慮がされているか。
5	システム運用・保守	35	システムの運用・保守について、内容等に妥当性があり、契約期間全体を通じての支援体制が提案されているか。
6	情報セキュリティ 方針	10	システムについて適切なデータ保護・セキュリティ対策が明示されているか。
7	追加提案・アピール ポイント	5	本業務について、有益と考えられる独自提案はあるか。
8	プレゼンテーション 内容	10	本業務に対する理解度や熱意、コミュニケーション力はどうか。

価格による審査

見積価格	40	システム構築等に係る見積価格
	20	システム運用等に係る見積価格